

地域包括支援センターだより 12月号

R5.12.1 第174号

今年も残すところあと1ヵ月となりました。2023年はみなさんにとってどのような1年だったでしょうか。今月は「高齢者虐待」についてお伝えします。

高齢者虐待を予防するために・・・

高齢者虐待は誰にでもおこりうる身近な問題です。高齢者が自分らしく安心して暮らせるために一人ひとりがそれぞれの立場で気づいたり、予防することが大切です。

《高齢者の方へ》「虐待」を感じるほどではなくても困ったことやつらい気持ちはありませんか？相談の秘密は守られます。心当たりがあればまずは相談しましょう。

高齢者の気づきのチェックリスト～こんなことで困っていませんか～	
話しかけても無視されることがしばしばある	
子供の様に扱われて、心が傷つくことがある	
日常生活に必要なお金をもらえない	
預金通帳や年金について聞いても教えてくれない	
食事や入浴の世話をしてもらえない	
家や室内がひどく汚れていても気にもとめてくれない	
暴力を振るわれるので、言いたいことを我慢している	
食事をむりやり口に入れられる	
わいせつな行為をされることがある	
排泄の失敗を責められ、つらい思いをしたことがある	

《高齢者を見守る地域の方へ》虐待をしている人、されている人にはその自覚がない場合も多くあります。地域の方の見守りや行動が虐待の予防、悪化につながります。

地域の気づきのチェックリスト	
暴力を受けている、怒鳴られる、年金を盗られるなどと訴えている	
あざや傷があるのに、理由を聞いてもはっきりしない	
高齢者を訪ねると家族に嫌がられたり、会わせてもらえない	
家から怒鳴り声や泣き声が聞こえたり、大きな物音がする	
暑い日や寒い日、雨の日なのに高齢者が長時間外にいる	
高齢者の服が汚れていたり、お風呂に入っている様子がない	
家族がいるのにいつもコンビニなどで1人分のお弁当を買っている	
介護や病気について相談する人がいないようだ	

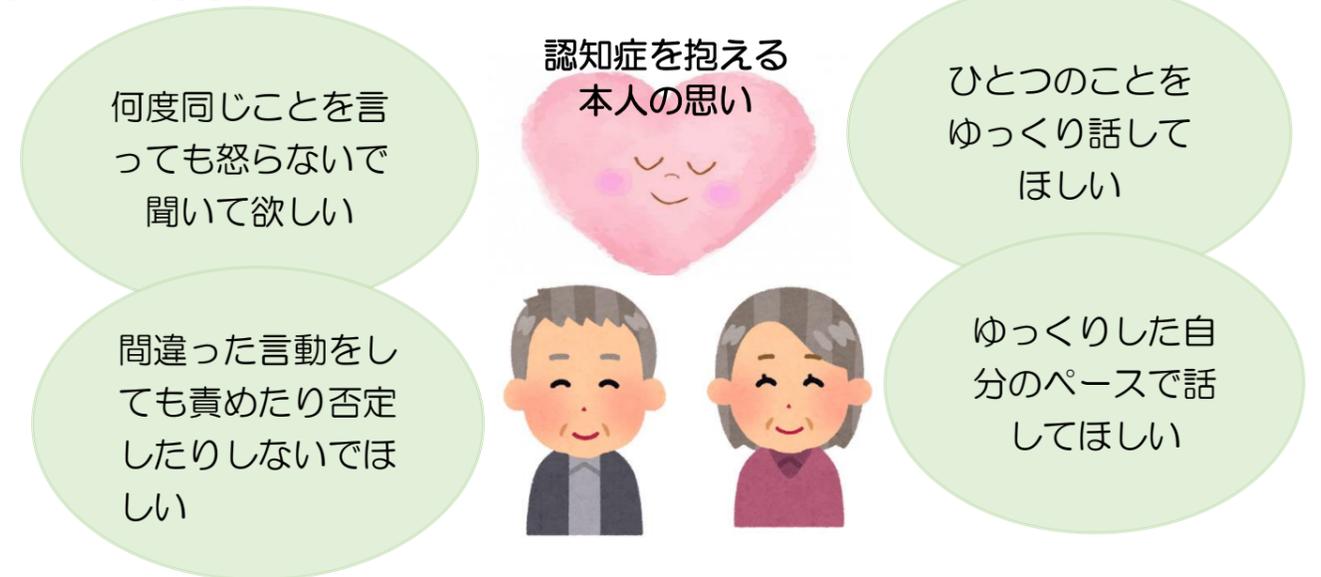
《介護者の方へ》

「家庭内のことだから…」 「私が我慢すれば…」 等と介護する方がつらさやストレスを抱え込んでいたら毎日が続きません。少し手を休めて見直してみませんか？

介護者の気づきチェックリスト～介護に無理はありませんか～	
自分ひとりか、少ない人数に介護負担が集中している	
睡眠時間や自由時間が少なく、ストレスがたまる	
困ったことがあったときに相談できる人がいない	
介護保険や在宅福祉サービスはなるべく利用したくない	
介護や掃除が以前より雑になったと思うことがある	
高齢者に話しかけられても無視してしまうことがある	
大声を出して叱ったり、怒鳴ったりすることがある	
思わずたたいたり、つねったりすることがある	
高齢者の年金や預貯金を、高齢者に無断で使っている	
排泄や入浴の世話をせずに放置していることがある	

《認知症の介護について》

虐待がおこる背景のひとつに認知症があります。認知症の症状が悪化すると共に虐待の深刻度が上がる傾向があります。認知症は様々な症状が出るため、接し方によっては本人が混乱し症状が悪化し、本人も家族もお互いにストレスが増し虐待につながる可能性があります。



高齢者虐待は「悪意を持って」虐待しているとは限りません。介護をしている家族が心身ともに疲労し追いつめられた結果自覚のないまま虐待してしまっていることも少なくありません。無理せず介護サービスや制度を利用したり、高齢者や介護者を支え合える地域づくりを目指していきましょう。

せいねんこうけん 成年後見制度について

認知症、知的障がい、精神障がい等のために判断能力が十分ではない方が、「契約」をしたり「財産管理」をしたりすることが困難な場合に、本人に不利益が生じないよう支援する制度です。「経済的虐待」を防ぐ制度としても活用できます。

法定後見制度	任意後見制度
すでに自分で判断することが難しい場合に利用	判断能力がある内に将来に向けて契約を結ぶ制度
本人が判断能力が不十分になった時に、親族等が家庭裁判所に申し立て後見人等を選任します	本人があらかじめ任意後見人になってくれる人と内容を決め、契約を結んでおくことによって判断能力が低下したときに備える制度。「公正証書」を作成します

*本人の判断能力の状態に応じ「後見」「保佐」「補助」の3つの種類に分かれます

成年後見制度でできること 『契約』に関する支援



住居に関すること	福祉サービスに関すること	医療に関すること
<ul style="list-style-type: none"> 賃貸の契約 家賃の支払い 等 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険の利用手続き 施設の入所手続き、費用の支払い 等 	<ul style="list-style-type: none"> 受診、治療、入院の手続き 医療費の支払い 等

『財産の管理』に関する支援

収入（年金・保険・給与など）や支出（生活費・公共料金・税金・保険料）の管理	不動産等の重要な財産の管理・保存・処分（必要なとき）
銀行や郵便局など金融機関との取引	預貯金・印鑑・権利証などの保管

*後見人ができないこと・・・

- 毎日の買い物、食事の世話、身体の介護・被後見人の死後の葬祭、埋葬、家財整理などの手続き
- 治療や手術、延命治療や臓器提供の同意・入院や入所、賃貸借などの保証人や身元引受人
- 遺言、養子縁組、婚姻、離縁、離婚、認知等の行為

成年後見制度の利用には手続きが必要になります。まずはご相談下さい。

相談窓口 旭川成年後見支援センター

TEL 0166-23-1003 開設時間：平日 8：45～17：15



☆ふまねっとサロンのお知らせ☆

毎月最終月曜日 14時～15時 蔵らで開催中
どなたでもお気軽にご参加ください（申し込み不要）

12月は
「25日」
です

☆介護予防チャレンジルーム☆

簡単にできる介護予防を心がけることが元気へとつながります。
今回は「おつりはいくら？」です。

(所持金)	(買ったもの)	(おつりはいくら?)
① 2000円	 お茶 150円 おにぎり 100円 ポテトサラダ 350円	【 】円
② 5000円	 ハムスター 2300円 回し車 1750円 えさ 600円	【 】円
③ 8000円	 ケーキ 2300円 クリスマスツリー 3800円 ぬいぐるみ 980円	【 】円
④ 1080円	 ハガキ2枚 126円 ボールペン 104円 スタンプ 350円	【 】円
⑤ 6800円	 帽子 3800円 てぶくろ 590円 マフラー 2200円	【 】円

【介護予防チャレンジルーム 11月号の答え】

「秋の言葉なぞなぞ」 ①木枯らし ②しか（歯科⇒鹿） ③霜月 ④千歳あめ ⑤すだち（巢立ち⇒すだち） ⑥紅葉狩り ⑦ごぼう ⑧お酢（オッス⇒お酢） ⑨紅葉（気分が上がることを高揚するといいますね） ⑩イチョウ（胃腸⇒イチョウ）

「どこに相談したらいいかわからない…」地域包括支援センターにご相談ください

地域包括支援センターは介護予防教室の開催や、介護や生活に関する相談、高齢者虐待予防や地域のネットワークづくりなど安心して生活できる地域づくりに取り組んでいます。高齢者の介護・福祉・医療・健康等様々な面から総合的にお手伝いさせていただきます。相談窓口です。（※24時間対応）

【役場 地域包括支援センター】愛別町字本町 179 番地

6-4771（直通）